

「指定計画相談支援」重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法人ともり会が実施する「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定特定相談支援事業の当事業所と指定計画相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される支援の内容、契約上ご注意いただきたいこと等を説明するものです。

1 事業者

法人の名称	社会福祉法人ともり会
所在地	遠野市宮守町下宮守 28 地割 19 番地 1
電話番号	0198-67-2266 FAX 0198-67-2267
代表者の職名・氏名	理事長 遊田啓悦
法人の設立年月日	昭和 61 年 11 月 28 日

2 担当する事業所の概要

事業所の名称	相談支援事業所「サポートみやもりの里」
所在地	遠野市宮守町下宮守 29 地割 73 番地 1
電話番号・FAX	0198-67-2833 FAX 0198-67-2832
管理者の職氏名	所長 小齋佳代
事業の種類 指定年月日	特定相談支援 13〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 令和 年 月 日指定
営業の目的・運営方針	1. 指定特定相談は、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。また、利用者に提供されるサービス等が特定の種類又は特定の事業者に偏ることのないように公正中立に行います。 2. 市町村及び多様な事業者と連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常に改善を図ります。 3. 関係法令等を遵守します。

3 事業所の職員体制 (令和 6 年 11 月現在)

職種	氏 名	備 考
管理者	小 齋 佳 代	他事業所管理者兼務
相談支援専門員	小 原 康 一	専任

4 職員の職務内容

職種	職務内容
管理者	従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みにかかわる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。

	また、従業者に関係法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
相談支援専門員	【基本相談】 障がい者からの相談に応じ、各種情報の提供、市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。 【サービス等利用計画の作成】 障害福祉サービスの支給決定の申請に係るサービス等利用計画の原案を作成します。また、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い根、サービス等利用計画の作成を行います。 【モニタリング】 支給決定の有効期間内において、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるようサービス等利用計画が適切であるかどうか、見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整又は新たな支給決定等に係る申請手続きに関する支援を行います。

5 事業所の営業及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとなります。 ただし、祝日、8月14日から16日、12月29日から1月3日までを除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時15分までとなります。

6 通常の事業の実施地域

遠野市全域

7 主たる対象者

障がい者を有する方 または 特定疾患に該当する方を対象とします。

8 指定計画相談支援の提供方法及び内容

(1) サービス等利用計画の作成

計画策定までのながれ	
① 障害福祉サービスを希望する場合は、遠野健康福祉の里福祉課へ相談します。 ※福祉課より「サービス等利用計画案提出依頼書」が渡されます。	
② 申請者は「サービス等利用計画案提出依頼書」を相談支援事業所に提出します ※重要事項の説明後「利用契約書」をかわします。「個人情報取扱同意書」もいただきます。	
③ 相談支援専門員がご家族等を訪問し、面接をしながら状況や希望を確認します。	
④ 訪問し確認した情報をもとにサービス等利用計画案を作成します。 ※作成後、サービス等利用計画案を説明し同意をいただきます。(署名または押印・記名)	
⑤ サービス等利用計画案を、利用者又はその家族等(申請者)に渡します。 ※申請者は、福祉課にサービス等利用計画案とともに支援支給申請書及び計画相談支援依頼届出書を提出します。	
⑥ 福祉課より申請者に障害福祉サービスの支給(却下)決定結果が通知されます。 ※決定されたときは、障害福祉サービス受給者証が交付されます。	
⑦ 申請者は受給者証を相談支援事業所へ提出し、相談支援事業所はサービス担当者会議を開催します。 ※受給者証は、確認後すぐにお返しします。	

⑧ サービス担当者会議で検討した内容をもとにサービス等利用計画を作成します。 ※相談支援事業所は担当者会議で検討されたサービス内容を利用者に説明し、同意を求めます。
⑨ 相談支援事業所は同意されたサービス等利用計画を福祉課に提出し、利用開始となります。

(2) サービス等利用計画のモニタリングを実施します。

計画の実施状況の把握及び計画の変更等	利用者及びその家族、福祉サービス等の事業者との連携を継続的に行いつつ、作成したサービス等利用計画の実施状況を確認し、必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います。また、新たな支給決定等が必要である認められるときは、利用者又は家族に対し、新たな支給決定等に係る申請手続きに関する支援を行います。
入所施設等への紹介又は地域生活への意向に係る情報提供	利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となった場合又は利用者が指定障害支援施設への入所希望するときは、障害支援施設等への紹介その他の便宜を提供します。

9 利用料金

計画作成に係る費用	厚生労働大臣が定める基準額(給付額)を支給決定市町村より、直接事業所が代理受領します。
交通費実費相当額	・通常の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方で、相談支援専門員の居宅等への訪問にあたり交通費が発生するときは、サービス提供に際し、要した交通費実費額を請求させていただきます。支払いは現金でお願いします。 ・公共交通機関を利用したときは、その運賃分となります。 ・事業所の車両を使用したときは、1キロメートル当たり10円となります。

10 事故発生時の対応

- (1) 本事業所のサービス提供によって事故が生じたときは、速やかに岩手県・関係市町村・利用者家族に対して連絡し、必要な対応を行います。
- (2) 事業所の攻めに帰すべき事由によって利用者に損害を与えたときは、事業所が加入する保険において速やかに損害賠償を行います。

11 苦情等の受け付けについて

(1) 当事業所・苦情窓口

担当者	小原康一
電話番号・FAX	0198-67-2833 FAX 0198-67-2332
受付時間	午前8時30分から午後5時15分
受付日	月曜日から金曜日までとなります。 ただし、祝日、8月14日から16日、12月29日から1月3日までを除きます。

(2) 当事業所が選任した第三者委員

職名	社会福祉法人ともし会 苦情相談委員 3名
連絡先	0198-67-2766から個々に連絡

- (3) 本事業所では解決できない苦情や虐待の相談は、次の行政機関又は岩手県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

遠野健康福祉の里 福祉課障がい福祉係	電話 0198-68-3193
	遠野市松崎町白岩薬研淵4番地1 受付日時 月曜～金曜 8:30～17:15(土、日、祝日、年末年始は除く)
岩手県福祉サービス	電話 019-637-8871

運営適正化委員会

盛岡市三本柳8地割1番3(ふれあいランド岩手1階)

受付日時 月曜～金曜 8:30～17:15(土、日、祝日、年末年始は除く)

10 虐待防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見し迅速かつ適正な対応を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定 【虐待防止責任者】 管理者 小齋佳代
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 発見した場合の措置(通報等)

11 サービスの提供の記録

本事業所では、指定計画相談支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供日から3年間保存しております。また、利用者及び家族等が他の指定特定相談支援事業所等への利用を希望するとき、その他利用者からの申出があったときには、一番新しいサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を渡します。

令和 年 月 日

指定計画相談支援の利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

【事業者】

(所在地) 遠野市宮守町下宮守 28 地割 19 番地 1

(事業者名) 社会福祉法人ともし会

理事長 遊田 啓悦

(事業所名) 相談支援事業所「サポートみやもりの里」

(説明者) 相談支援専門員 小原 康一

私は本書面により、指定計画相談支援の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

【利用者】

(住所)

(氏名)

印

利用者は、身体状況等により署名できないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

【扶養義務者・成年後見人等・代筆者】

(住所)

(氏名)

(続柄)

印